

重要事項説明書

(居宅介護支援)

この『重要事項説明書』は、厚生労働省令に基づき当社（事業者）がご本人に説明すべきサービス提供に関する重要事項をご説明するものです。

1. 事業者およびサービス提供事業所

(1) 事業者

事業者（法人）の名称	株式会社 近畿予防医学研究所
法人の住所	滋賀県大津市湖城が丘19番9号
法人の種別	営利法人
代表者氏名	代表取締役 広田 周一
電話番号	077-522-7699

(2) サービス提供（ご利用）事業所

事業所の名称	ケアプランステーションここあ石山
事業所の所在地	滋賀県大津市栄町2番5号
管理者名	桑原 千鶴
電話番号	077-533-0600
営業日	月曜日から金曜日 12月29日から1月3日を除く
営業時間	9:00~18:00
サービス提供時間	9:00~18:00

(3) サービス提供事業所で実施する指定介護サービスの種類及びサービス実施地域

サービスの種類	事業者指定内容	
	指定年月日	指定番号
居宅介護支援	平成28年 7月 1日	2570104576
サービス実施地域	大津市のうち膳所・晴嵐・南・瀬田・瀬田第二地域包括支援センター担当地域（上記実施地域以外はご相談ください）	

(4) サービス提供事業所の職員体制等

① 職員の配置体制

職種	員数
管理者	1
介護支援専門員	1以上

② 職種と職務内容

職種	職務内容
管理者	職員の管理及び業務の管理を一元化に行います。
介護支援専門員	(イ) ご本人が、保健・医療・福祉サービスを適切にご利用できるようご本人の依頼により、「居宅サービス計画」(以下、「ケアプラン」と言います)を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の必要な便宜を図ります。 (ロ) ご本人の尊厳を尊重し、住み慣れた地域で安心かつ快適に暮らせるよう、地域福祉のネットワーク等を生かした福祉サービスの総合的支援及び相談・助言を行います。

2. 提供サービスの目的と運営の方針

サービスの目的	この事業は、介護保険法に規定された要介護状態にあるご利用者に対し、同法に則った居宅介護支援サービスを提供するものです。
サービスの運営方針	当事業者は、ご本人の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご本人及びご家族の希望に沿った「ケアプラン」の作成等を公正中立な立場から行い、その後の必要な支援サービスを行います。

3. 居宅介護支援サービスの内容

提供するサービス内容は次のとおりです。

- ① 居宅サービス計画作成等利用申し込みを受け、当事業所に関することと居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います。当事業所と契約するかどうかをお決め頂きます。
- ② ご本人の心身の状態や置かれている環境を踏まえ、現在抱える問題点を明確にし、ご本人が自立した日常生活を送る為に解決するべき課題を把握・分析します。
- ③ 居宅介護支援サービス実施地域における介護・福祉サービス提供事業者等のサービスの内容、利用料等の情報を適切にご本人及びご家族等に提供し、介護・福祉サービス等のサービスの選択をしていただきます。
- ④ 上記①～③と、ご本人及びご家族等のご希望、更に主治医や介護・福祉サービス提供事業者等の助言や意見を踏まえ、「ケアプラン」の原案を作成いたします。
- ⑤ 上記④によるケアプラン原案をもとに、サービス担当者（介護サービス提供事業者）を交えて専門的見地からの意見を求める「サービス担当者会議」を開催いたします。
- ⑥ 上記⑤の会議での検討を経て、事業者は「ケアプラン」の最終案を作成し、ご本人及びご家族に説明を行い、同意を頂き確定とします。
- ⑦ 事業者は、同意をいただいた「ケアプラン」をご本人及び介護サービス担当者等の関係者に交付し、その計画に基づいて介護サービスが計画的に提供されるようサービス提供事業者との連携を図ります。
- ⑧ 事業者は、毎月1回以上ご本人の自宅にてご本人と面接をし、継続的にモニタリング（経過観察・再評価）を行い、その結果を記録します。
- ⑨ 「ケアプラン」にて定められた介護サービスの毎月の提供実績に基づき『給付管理票』を作成し、管轄の国民健康保険団体連合会に提出します。この『給付管理票』は、サービス提供事業者に対する支払いの原資料となります。
- ⑩ 事業者は、提供されている介護サービスの実施状況を把握し、又、モニタリングの結果、状態変化等に応じて「ケアプラン」の変更や要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。
- ⑪ ご本人が「ケアプラン」の内容の変更をご希望される場合、もしくは介護サービス提供事業者から「ケアプラン」の変更必要性につき提案があった場合、ご本人及びご家族のご意向を伺い「ケアプラン」の変更について検討いたします。
- ⑫ 事業者は、ご本人が医療機関に入院された場合には、入院先の医療機関と適切に連携を行い必要時には退院の調整をいたします。このため、入院する必要が生じた際には、入院先の医療機関に担当の介護支援専門員の氏名および連絡先をお伝えください。
- ⑬ その他、介護・福祉等に関するご相談に応じ、必要な支援を行います。

4. 利用料

- (1) ご本人がご利用された居宅介護支援サービスの利用料金については、介護保険法に基づいて定められております。（重要事項説明書別紙「料金表」参照）
尚、ご利用料金については、ご本人の自己負担分はございません。

- (2) 通常サービス実施地域（1－（3）参照）外へのサービス提供については、別途交通費を申し受けます。その場合は、自家用車を使用し、通常のサービス実施地域を超える地点からの距離での交通費を申し受けます。
(事業所の実施地域を超えて1kmにつき 30円)

5. 「ケアプラン」の変更（介護サービスご利用の中止、変更及び追加）

ご本人が、「ケアプラン」に定めた各種サービス等の利用を中止、変更もしくは追加を希望される場合には、必ず事前に介護支援専門員へのご連絡をお願いします。変更・追加の内容によっては、介護保険の対象とならない場合がありますのでご相談ください。

6. サービス提供の記録

- (1) 事業者は、ご本人に対するサービス提供記録について、事業者が定める『個人情報保護方針』を踏まえ、所轄官庁の規定する保存期間に則り、適切に保管・保存いたします。
- (2) 事業者は、ご本人からサービス提供記録の開示請求があった場合、所定の手続きを経た後、ご本人に対し上記サービス提供記録等を開示いたします。

7. 個人情報の提供と保護

- (1) 事業者が知り得たご本人及びご家族等個人情報については、サービス担当者会議等の居宅介護支援および緊急時又は災害時等以外での目的では原則使用せず、又法令等で定められている場合等を除きご本人の許可・同意なく、契約期間中及び契約終了後も外部・第三者に提供・漏えいすることはいたしません。
- (2) 事業者は、『個人情報保護管理規定』に基づき、個人情報管理責任者を任命し、個人情報の適切な使用と保護について取り組みを行っています。
- (3) 個人情報管理責任者及び相談・苦情対応窓口は（11. 相談・苦情対応窓口）に記載のとおりです。

8. 身分証明書の携帯と職員研修

- (1) 身分証明書の携帯義務
事業者の職員は、常に事業者発行の身分証明書を携帯し、初回時及びその後ご本人から提示を求められた時は、必ずこれを提示いたします。
又、職員の資格に関わる記録については、事業者は常にこれを最新のものに維持いたします。

(2) 職員研修

事業者は、法令遵守及びサービスの質の向上を図るため、年間研修計画に従い全ての職員に対し研修（内部研修及び外部研修）を実施いたします。

9.人権擁護・虐待の防止

- (1) 事業者は、ご本人の尊厳等を尊重し、虐待防止等の権利擁護に関する研修を実施します。
- (2) 事業者は、『高齢者虐待防止法』に基づいて、虐待を目撃した場合は関係機関に通報を行います。
- (3) 事業者は、地域の虐待防止ネットワーク等の関係機関とも密接な連絡をとり、虐待の防止に努めます。
- (4) 事業者は、虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：桑原千鶴
虐待防止に関する担当者：桑原千鶴

10.緊急事態発生時の対応

- (1) 事業者は、サービス提供中に緊急事態が生じた場合は、事前にご本人から指定された緊急連絡先に速やかに連絡する等必要な措置を講じます。
尚、救急搬送を必要とする場合、救急隊への申し送り後は、事業者は原則同行できませんのでご承知おきください。
又、必要により関連行政機関（11. 参照）とも連絡をとります。
- (2) 事業者は、ご本人の経過状況について書面をもって記録し、関係機関からの報告要請を受けた場合には、その記録を速やかに提出いたします。

11.衛生管理、業務継続計画の策定など

- (1) 事業者は感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (2) 事業者は、感染症にかかる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (3) 事業者は、感染症及び災害に係る研修を定期的に（年1回以上）に行います。
- (4) 事業者、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

12. 賠償責任について

事業者は、賠償責任保険に加入しており、サービス提供中に事業者の責による事故等が発生した場合は、市町村、ご本人のご家族に速やかに連絡する等必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故については、この保険を使用する等の措置により、その損害に対し速やかに賠償を行うものとします。

13. 非常災害発生時の対応

事業者は、非常災害発生の際にその事業を維持することができるよう、ほかの指定居宅介護支援事業所等と連携し、協力することができる体制を構築するように努めます。

14. 暴力団排除

- (1) 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。事項において同じ。）ではありません。
- (2) 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けていません。

15. 相談・苦情対応の窓口

事業者の相談・苦情対応の窓口は次の通りです。

(1) サービス担当事業所

管理者 桑原 千鶴 (TEL : 077-533-0600)

(2) 本社

個人情報保護委員会 (TEL : 077-522-7699)

(3) 関連行政機関

滋賀県国民健康保険団体連合会 (TEL : 077-522-2651)

大津市介護保険課 (TEL : 077-528-2753)

16. サービスの利用状況について

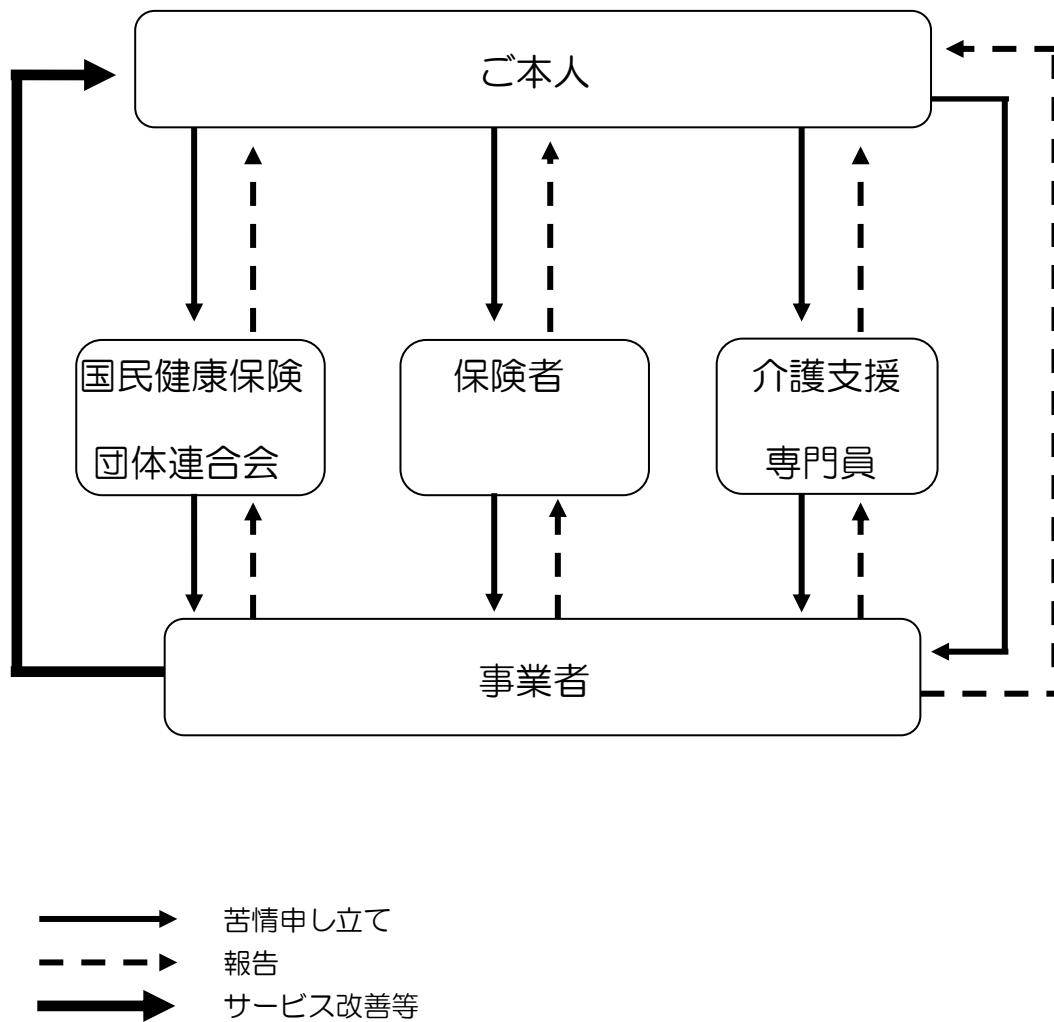
前6か月における当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。

17. 事業者情報開示

事業者は、その理念やサービスの方針についてホームページを通じて公開しています。
ご本人及びご家族等の希望があれば、事業計画もしくは財務管理等の情報を開示いたします。

ホームページアドレス <https://www.kinkiyoken.co.jp/>

苦情処理の対応（処理体制・手順）図



- (1) 事業者は、ご本人からの苦情を受け付けます。また、その内容を担当介護支援専門員に報告いたします。
- (2) 事業者は、苦情の内容を受け、サービス提供を行う事業所に対して事実調査を行います。
- (3) 事業者は、事実調査の結果について、ご本人・担当介護支援専門員及びご本人が苦情申し立てた関係機関に報告を行います。
- (4) 事業者は、苦情内容及び事実調査の結果に基づき、サービス内容等の見直し・改善等を行い、その内容について、関係機関に報告いたします。

(付属別紙1)

■要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

■提供する居宅介護支援について

利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、迅速に暫定の居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。

暫定の居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。

作成した暫定の居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

■要介護認定後の契約の継続について

要介護認定後、利用者に対して契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対して契約を解約する旨の申し入れがあった場合は、契約は終了し、解約料は頂きません。

また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙1に定める内容については終了する事となります。

注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ① 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- ② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

■入院時の情報伝達のご協力

利用者が、病院・診療所等へ入院する必要が生じた際には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を記載したカード等（契約時にお渡しします）を入院先医療機関へご提示のご協力をお願い致します。

新標準料金表（令和6年4月改定）

居宅介護支援費

介護保険のご利用料は単位によって決められています。通常は1単位×10円で算出されますが地域によって1単位数の単位が次のように設定されています。

1単価あたりの地域単価	5級地	大津市	10.70円
-------------	-----	-----	--------

居宅介護支援費 I (実費負担分なし)

※()内は単位数

サービス内容		保険給付分	個人負担分
居宅介護	居宅介護支援費 i	要介護1・2 ¥11,620 (1086)	¥0
		要介護3・4・5 ¥15,097 (1411)	¥0
	居宅介護支援費 ii	要介護1・2 ¥5,927 (544)	¥0
		要介護3・4・5 ¥8,602 (704)	¥0
	居宅介護支援費 iii	要介護1・2 ¥3,488 (326)	¥0
		要介護3・4・5 ¥4,515 (422)	¥0

その他の加算・減算

※()内は単位数

加算項目	内容	保険給付分	個人負担分
入院時情報連携加算(I)	利用者が病院または診療所に入院した日のうちに情報提供	¥2,675 (250)	¥0
入院時情報連携加算(II)	利用者が入院した日の翌日または翌々日に情報提供	¥2,140 (200)	¥0
退院・退所加算	職員と面談し、情報提供を受けケアプランを作成した場合	連携(1回) カンファ無 ¥4,815 (450)	¥0
		連携(1回) カンファ有 ¥6,420 (600)	¥0
		連携(2回) カンファ無 ¥6,420 (600)	¥0
		連携(2回) カンファ有 ¥8,025 (750)	¥0
		連携(3回) ¥9,630 (900)	¥0
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護区分が2区分以上変更した場合	¥3,210 (300)	¥0

通院時情報連携加算	通院時に医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の情報提供を行い、医師等から情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	¥535 (50)	¥0
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員等とともに居宅においてカンファレンスを行い、ケアプランを作成した場合	¥2,140 (200)	¥0
運営基準減算	<p>①ケアプランの新規作成及び変更にあたり利用者宅を訪問し面接を行っていない、ケアプラン原案に同意を得て交付していない</p> <p>②ケアプランの新規作成や更新時にサービス担当者会議を行っていない、</p> <p>③特段の理由がなく1か月に1回のモニタリングを行っていない、および1月以上記録を残していない、</p> <p>④利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について△複数の事業所の紹介を求めることができること△当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること、の説明を行わなかった</p> <p>以上①～④の1つでも当てはまる場合</p>	ひと月目に所定単位数の50/100に相当する単位数を減算、2月以上継続している場合は、算定単位を算定できない	¥0
特定事業所集中減算	特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算	▲¥2,140 (▲200)	¥0
高齢者虐待防止措置未実施 減算	虐待防止のための対策を検討する委員会、担当者の設置、研修の未実施の場合減算	所定単位数の1/100に相当する単位数を減算	¥0
同一建物減算	<p>①事業所と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物または事業所と同一の建物に居住する利用者、</p> <p>②事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対し減算</p>	所定単位数の5/100に相当する単位数を減算	¥0

事業者は、重要事項説明書2通を作成し、ご本人及び事業者の署名捺印のうえ、1通をご本人に交付するものとします。

説明項目	説明確認
『重要事項説明書』の内容	

私は、上記『重要事項説明書』の内容の説明を受け、それら内容を理解し同意いたしますので、その証として下記に記名します。

同意日	年 月 日
説明者	ケアプランステーションここあ石山
事業者	滋賀県大津市湖城が丘19番9号 株式会社 近畿予防医学研究所 代表取締役 広田 周一
ご本人	(住所)
	(電話番号) — —
	(ふりがな)
	(氏名)
	本人は署名が出来ない為、私が代行で記名しました。 (氏名) (続柄：)
<input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> 立合人 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 <input type="checkbox"/> その他	(住所)
	(電話番号) — —
	(ふりがな)
	(氏名)
	(続柄：)